

令和8年度 後継者イノベーション支援事業 仕様書

1 目的

現在、群馬県も含め、全国の多くの中小企業が経営者の高齢化や後継者不足等の問題に直面している。

このような状況を受け、群馬県では事業承継ネットワークによる、地域・支援機関一体となった円滑で切れ目のない事業承継支援を実施している。

一方で、後継者や後継予定者（以下、「アツギ」という。）は、事業承継に対する意思決定の難しさ、経営リテラシーの不足、新規事業や既存事業に挑戦する機会の不足といった課題を抱えており、アツギに対する支援も十分ではない状況である。

本業務では、県内中小企業のアツギに対して、経営リテラシーの向上等の機会を提供するとともに、新規事業の創出等を個別支援することで、今後の地域経済を担う経営者の育成並びに事業の存続、更なる成長を後押しする。

また、事業全体を通して、県内におけるアツギ支援の土壌を形成することで、事業承継を契機に、事業の存続、成長に向けた新しい取組に挑戦する機運を醸成し、県内経済の持続的な成長を実現することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までの間

3 業務内容

本事業の目的を理解した上で、次の業務を企画、調整及び実施すること。

各プログラムの実施に当たっては、事前に群馬県と協議を行い、具体的な内容を調整すること。

各支援プログラムのねらい

アツギコミュニティ

- 学びや交流の機会を提供し、アツギの更なる掘り起こしを図る
- アツギ、支援機関等を巻き込みながら悩みや事例の共有、新たなビジネス創出などにつながる場の構築



後継者育成プログラム

- アツギとして事業等への理解を深めるとともに、経営者マインドの醸成、経営リテラシーの向上等を図る
- アツギ同士でのアイデアの磨き上げによるアツギ同士の関係性構築



個別支援プログラム

- 支援ニーズごとに新規事業の具体化、新商品開発などを個別支援することで事業の成長・発展を後押し
- メディア等への露出による認知拡大の場の提供



土壤形成

育 成

成長・発展

(1) 全体管理

- ア 業務を実施する事務局を設置し、委託期間中、業務遂行に携わる十分な人員を配置、確保すること。提案にあたっては実施体制を明らかにすること。
- イ プログラム内容の企画並びに業務全体のスケジュール管理、調整を行うこと。
- ウ 県への事業の進捗報告等を行う会議をオンライン等で定期的に開催すること。また、会議の進行や議事録作成を行うこと。
- エ プログラムの実施にあたって、外部専門家等を活用する際の費用は、本事業の委託料から拠出すること。
- オ 各プログラム実施期間中は、参加者からの質問等に随時回答できる体制を作り、フォローアップを行うこと。

(2) 参加アツギの掘り起こし、募集・選定

- ア 参加者の募集や事業の広報等を行う際には、群馬県事業承継ネットワーク構成機関（市町村、商工団体、金融機関、士業団体等）やその他の賛同企業・団体等と連携するほか、様々なメディアやSNSを活用するなど、効果的な手法を用いるよう努めること。
- イ プログラム参加者の募集期間は最低1か月以上設けること。
- ウ 以下に記載する「後継者育成プログラム」「個別支援プログラム」の実施にあたっては、参加アツギの募集・選定に係る要領を作成すること。なお、募集方法は公募とすること。ただし、公益性を著しく損なわない範囲において、他薦もしくは応募勧奨による応募も可とする。
- エ 上記ウに基づき、一定の書類確認等による応募受付を行い、応募受付終了後、速やかに要領に基づき参加アツギを選定し、応募者に通知すること。

(3) アツギコミュニティ拡大に向けたイベント開催

ア 目的

多様なフェーズにあるアツギに対し、学びや交流の機会を提供することで、アツギの更なる掘り起こしを図るとともに、アツギ、支援者等を巻き込むことで県内におけるアツギコミュニティの拡大を目指す。

イ 期間

令和8年5月頃～令和9年2月頃の間で複数回実施すること。

ウ 対象者

- ① アツギ、支援機関などの多様な主体の参加を可能とするが、イベント企画に応じて、アツギ限定とすることも差し支えない。
- ② 業務の目的を踏まえ、「アツギ候補であるが事業承継についてまだ深く考えたことがない」「事業承継について検討を始めた」などの多様な意思形成フェーズにあるアツギにとって参加しやすいイベントも企画すること。

エ 内容

- ① アツギコミュニティの認知拡大並びに参加の促進に向けたイベントを3～5回程度開催すること（多いほど望ましい）。なお、開催時には、必要に応じて著名な講師や先進的な取組を行う先輩アツギ、先代社長等を招聘し、アツギにとって魅力的なイベントとなるよう

工夫すること。

- ② 実施形式（対面、オンライン）は指定しないが、参加者の利便性、支援の効率性等を考慮した上で、対面での実施機会も積極的に創出すること。
- ③ 以下企画例を参考にしながら、効果的なイベントを企画すること。

【参考：イベント企画例】

- ・オンラインセミナー
 - 事業承継や経営に関する基礎的なテーマを扱うセミナー
- ・対話、交流型企画
 - アツギ同士の横のつながりを創出するための交流会
- ・企業見学、フィールドワーク
 - アツギとして経営変革や新規事業に取り組んでいる企業等の見学

(4) 後継者育成プログラムの実施

ア 目的

アツギとして必要な経営リテラシーを体系的に習得させるとともに、自社、事業の理解、課題整理や中期的な方向性を言語化し、以下に記載する個別支援プログラムにつながる新規事業等の種を創出することを目指す。

イ 対象者

以下を満たすものを支援対象とする。

- ① 「群馬県内に主たる事業所を有する中小企業において、事業を承継予定、もしくは事業承継後5年以内のアツギであること」を原則とする。
- ② 承継した事業、承継予定の事業の存続、更なる成長に向け、経営者としての能力を向上させる意志を有する成長意欲の高いアツギであること。

ウ 定員

10～15者程度

エ 実施時期の目安

令和8年5月～8月の間を目安に実施すること。

オ プログラム内容

- ① 参加アツギの募集にあたって説明イベントを開催すること（オンラインも可）。
- ② プログラムは複数日程で開催（多いほど望ましい）し、参加アツギには各回継続的に参加されること。また参加アツギ同士の連帯感の醸成、相互の関係性構築のため、合宿形式の日程も組み込むなど全体設計を工夫すること。
※合宿形式を盛り込んだ提案とする場合、参加に伴い発生する実費（宿泊費、交通費等）については参加者負担の前提で設計すること。
- ③ 内容について、事業を引き継ぐアツギならではの課題やプログラムの目的を踏まえて実効性のあるものを提案すること。個別支援プログラムへの接続も踏まえた設計とすること。

【参考：テーマ想定】

- ・経営リテラシー講座（財務、組織、戦略 等）
- ・家業、事業の掘り起こし（存在意義、強み、課題の整理 等）
- ・中期経営計画、ビジョン設計
- ・先輩アトツギ、外部専門家によるメンタリング
- ・新規事業アイデアの創出（ピッチ含む）

- ④ 県内外の先輩アトツギを随時招聘し、経験共有、参加したアトツギのネットワークを拡大する機会を創出すること。
- ⑤ 実施形式（対面、オンライン）は指定しないが、参加アトツギの利便性、支援の効率性等を考慮した上で、対面での実施を重視すること。
- ⑥ アトツギのネットワーク拡大の観点から、過年度事業に参加したアトツギも可能な範囲で参加できる運営とすること。
- ⑦ 事業アイデアの創出が進んでいるアトツギに対しては、国や自治体、民間企業・団体などが実施するピッチイベント等へ積極的に出場させるよう努めること。

(5) 個別支援プログラムの実施

ア 目的

新規事業の創出、既存事業の見直し等に対する個別支援を実施することで、アトツギが経営判断としての挑戦を実体験するとともに、事業の成長・発展に資する具体的な成果や知見を得ることを目指す。

イ 対象者

以下を満たすものを支援対象とする。

- ① 「群馬県内に主たる事業所を有する中小企業において、事業を承継予定、もしくは事業承継後5年以内のアトツギであること」を原則とする。
- ② 明確な経営理念や事業活動のビジョンを有しており、事業の成長・発展に向けた新規事業の創出等に既に取り組んでいる、又は取り組む予定の成長意欲の高いアトツギであること。

ウ 定員

5～7者程度

エ 実施時期の目安

令和8年8月～令和9年3月の間を目安に実施すること。

※プログラム実施期間に対し、支援の期間は可能な限り長期であることが望ましい。

オ プログラム内容

- ① 個別支援にあたっては、必要に応じて外部メンターやスタートアップ等の外部パートナーを活用した支援を行うことも可能とする。ただし、外部リソースの活用は必須要件とせず、あくまで効果的な支援と判断される場合に限る（外部リソースの活用も含めた設計とする場合

には、マッチングの考え方などを提案書に明記すること)。

- ② 外部リソースの活用にあたっては、その協力内容に応じて、委託費の範囲内において、協力金を支払う仕組みを設けることができる。
- ③ 上記を踏まえ、個別支援にあたっては、「支援すべき課題の整理」「支援内容」「外部パートナー活用の有無」等の支援計画を事前に策定すること。また、支援中の進捗確認や助言、支援終了時の成果の整理や振り返りを行い、その後における取組の自走化を見据えた支援を行うこと。
- ④ 支援開始時の「キックオフイベント」並びに支援終了時の「成果発表会（デモディ）」を開催すること。なお、このほか、支援の途中経過についても適宜情報発信できると望ましい。
- ⑤ 実施形式（対面、オンライン）は指定しないが、参加アトツギの利便性、支援の効率性等を考慮した上で、対面での実施機会も積極的に創出すること。

(6) 情報発信

ア 本業務に関する専用サイトを構築し、事業に関する情報を発信すること。

イ 事業開始後できるだけ早い時期の運用開始を想定するが、専用サイトの具体的な内容は別途群馬県と協議・調整すること。

4 成果物

- (1) 成果物の様式、記載内容及び提出期限の詳細については、事前に群馬県と協議し承認を受けた上で決定すること。
- (2) 本業務の履行のために作成された成果物の著作権等は、群馬県に帰属するものとする。
- (3) 成果物は、電子データにより提出する。
- (4) 本業務の成果物及び納入時期については、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|---------------|
| ① 事業の実施状況 | 毎月の実績を翌月15日まで |
| ② 各プログラムの資料・開催概要 | 実施後3週間以内 |
| ③ 事業完了報告書 | 事業完了後 |

5 本事業に係る経費

- (1) 本事業は、「重点支援地方交付金」を活用して実施する予定のため、法令、国・群馬県の会計・財務規定等に従った処理を行うこと。
- (2) 受託者は、本事業実施に関する会計関係帳簿類及び証拠書類を整備し、業務終了後5年間は保管しておかなければならない。
- (3) 本事業は群馬県の監査対象であるほか、会計検査院による会計実地検査の対象となる。

6 その他

- (1) 受託者は、委託事業の開始に際し実施体制及びスケジュールを群馬県に提示し了承を得ること。
- (2) 受託者は、群馬県と連絡を密に取るとともに、適時進捗状況を報告し、確認を得てから進めること。
- (3) 本事業は、原則、自らすべて適切に実施することとするが、事業の一部を再委託する場合は、再

委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を提案書に記載すること。

- (4) 委託業務に係り知り得た秘密を他に漏えいし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。
委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により群馬県に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害の責めを負うこと。
- (7) 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記しているものを除き、すべて契約金額に含めるものとする。
- (8) 委託契約にあたり、契約書及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく協議を行うこと。
- (9) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、本仕様書に記載のない事項であっても、新たな提案を妨げるものではない。